

福津市複合文化センター 指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

福津市教育委員会
教育部 郷育推進課

目 次

1	募集の目的及び趣旨	1
2	対象施設の概要	1
	（1）施設名称・所在地等	1
	（2）構造・規模等	1
	（3）利用状況・収支状況	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	2
5	経理に関する事項	2
	（1）指定管理料	2
	（2）指定管理料の上限	2
	（3）指定管理料の提案・決定	2
	（4）収入として見込まれるもの	2
	（5）主な支出項目	2
	（6）修繕等	3
	（7）留意事項	3
6	応募資格	3
	（1）欠格事項	3
	（2）失格事項	4
	（3）複数の団体による応募	4
7	公募及び選定に関する事項	4
	（1）公募スケジュール	4
	（2）公募手続き	5
	（3）審査及び選定の手続き	6
	（4）関係図面の縦覧について	7
8	提出書類	7
	（1）申請書類等	7
	（2）留意事項	8
9	協定及び準備に関する事項	8
	（1）協定の締結	8
	（2）準備期間	8
	（3）指定候補者（次期指定管理者）の変更	8
	（4）指定取消及び管理業務の停止等	8

1 0	その他	9
	福津市複合文化センター条例の改正に伴う利用料金の変更について	9
1 1	問合せ先	9

1 募集の目的及び趣旨

福津市複合文化センター（以下「文化センター」という。）は、市における文化・芸術等の振興をはじめ、地域の歴史や風土、史跡等の情報や魅力を市内外に発信したり、幼少期からの読書の定着化を図ったりするなど、市民の幅広い文化関連活動の推進や地域の賑わいの創出といった地域の活性化を目的とした施設です。

そのうち、文化ホールや各種の会議室・研修室を備える「文化会館」は、平成5年6月の開館以来、市民の文化・芸術活動の拠点として長年活用されてきました。施設の老朽化に伴い、安全面や衛生面、利便性の改善により施設の質を向上させることを目的とし、令和6年度から7年度にかけて大規模改修工事を実施、令和8年5月にリニューアルオープンしております。

また、図書・歴史・カフェゾーンからなる「図書・歴史資料館」は、福津市役所旧津屋崎庁舎の施設再生利用の一環として、平成29年7月に開設されたリニューアル施設です。

福津市では、市民の主体的な文化活動の活発化、そして、地域の伝統ある歴史や風土を基盤とした地域性に長けた新しい文化の創出など、市民の感性や心の豊かさを求める文化的なまちを創造する拠点として、また、そこに集う市民の笑顔と活気に満ちた賑やかな空間として、この文化センターを位置付けています。

今般の公募は、福津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、文化センターの管理運営を効率的かつ効果的に行い、利用者（市民）満足度の向上と地域に根付いた文化活動の充実、地域の活性化に資することが期待できる指定管理者を選定するために実施するものです。

2 対象施設の概要

（1）施設名称・所在地等

名 称：福津市複合文化センター

愛 称：カメラiasステージ

所在地：福津市津屋崎1丁目7番2号（主たる事務所の所在地）

（2）構造・規模等

敷地面積：16,892㎡

建 物：（ア）文化会館（延床面積 約5,298㎡）

（イ）図書・歴史資料館（延床面積 約2,940㎡）

・ 1階部分：歴史資料館、カフェコーナー（延床面積 約1,660㎡）

・ 2階部分：図書館（延床面積 約1,280㎡）

駐 車 場：（ア）正面玄関側 75台 北側駐車場 77台

（イ）関係者駐車場 15台 西側駐車場 68台

（3）利用状況・収支状況

令和4年度から令和7年度の現指定管理者の利用状況・収支実績は、資料1「現指定管理者の利用状況・収支実績」のとおりです。

3 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者が行う業務

この要項に記載されているもののほか、「福津市複合文化センター指定管理者業務共通仕様書」で定めます。

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用許可に関する業務
- (4) 文化事業に関する業務
- (5) 事業計画書及び事業報告書の作成
- (6) その他関連業務

5 経理に関する事項

(1) 指定管理料

市は管理運営に係る経費として、指定管理者に指定管理料を交付します。
文化センターでは利用料金制を導入しているため、指定管理者は利用者が支払う利用料金や、自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

(2) 指定管理料の上限

指定管理料の限度額（債務負担行為）は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間の総額を615,900千円（消費税額及び地方消費税額を含む）とします。

なお、各年度の限度額（消費税額及び地方消費税額を含む）は次のとおりです。

令和9年度	123,180千円	令和10年度	123,180千円
令和11年度	123,180千円	令和12年度	123,180千円
令和13年度	123,180千円		

(3) 指定管理料の提案・決定

指定管理料は、応募の際に提出された額を基に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、本市の予算の範囲内で、市と指定管理者が協議し決定します。指定管理料の支払い時期や方法等は、年度ごとに締結する年度協定で定めます。指定管理料の提案については別紙様式1「指定管理料提案書」に希望する額（消費税額及び地方消費税額を含む）を記入し提出してください。

なお、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により、消費税額に変動が生じたときは、相当額を加減して支払うものとします。

(4) 収入として見込まれるもの

- ①指定管理料
 - ②利用料金（施設利用料等）
 - ③事業収入
 - ④目的外使用に伴う収入（自動販売機等）
 - ⑤その他の収入（カフェ売上、複写サービス料金、図書館カード再発行料金等）
- ※資料2「複合文化センター事業費概要」

(5) 主な支出項目

- ①人件費
- ②需用費（消耗品費・光熱費等）
- ③役務費（通信運搬費、保険料等）
- ④事業費

⑤維持管理費（修繕費・光熱水費・保守管理費・備品費等）

⑥指定管理業務に関連して生じる一切の公租公課

※資料2「複合文化センター事業費概要」

（6）修繕等

施設の安全な利用を確保するため、施設・設備・備品等の状態を適切に監視し、故障などの不具合を発見した場合は早急に対応してください。

施設・設備及び備品等の修繕等について、1件あたり200千円未満（消費税及び地方消費税を除く）のものについては、指定期間中、1,000千円／年の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。1件200千円を超える修繕については、市と協議を行うものとします。

（7）留意事項

①収入については、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとします。

②指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとします。

③指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、明確に区分してこれを管理し、市又は市が指定する指定管理者に対し円滑に引継ぎを行うものとします。

④公の施設としての本来の目的及び業務の基準等に基づく運営・事業等を前提としつつ、指定管理料以外の収入を積極的に確保することによって、収入に占める指定管理料の割合の低減を図ってください。

6 応募資格

応募資格は、福岡県内に事務所を有する団体又は法人（以下「団体」という。）とします。

なお、応募者が次の各号に該当する場合は、無効又は失格とします。

（1）欠格事項

次の事項に該当する団体の応募は、無効とします。

①地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

②次の各号に該当する者が役員となっている団体

（ア）破産者であって復権を得ない者

（イ）精神の機能の障害により指定管理者の役員として必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（ウ）拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（エ）本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（オ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）

（カ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③本指定管理者の受付開始日の2年前以降の日において、市に対し警察本部から下記の通知があった者又は通知があった者が役員となっている団体

（ア）計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である者

- (イ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっている者
- (ウ) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している者
- (エ) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した者
- (オ) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した者
- (カ) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した者
- (キ) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した者
- (ク) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している者

（２）失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とします。

- ①市長、副市長、地方自治法第 180 条の 5 の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあつては、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人の場合
- ②選定審査に関する不当な要求等があつた場合
- ③提出書類に虚偽の記載があつた場合
- ④要領に定める規定に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤その他不正行為があつた場合

（３）複数の団体による応募

複数の団体での共同による応募（以下「グループ応募」という。）の場合には、代表団体を選定してください（他の団体は構成団体とします。）。

グループ応募の代表団体及び構成団体は、別に単独または複数のグループ応募はできません。また、代表団体及び構成団体のすべてが、応募資格の要件を満たすことが必要です。

7 公募及び選定に関する事項

（１）公募スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①公募の周知及び公開 | 令和 8 年 8 月 3 日（月）～ |
| ②説明会及び現地見学会の申込〆切 | 8 月 14 日（金） |
| ③説明会及び現地見学会の開催 | 8 月 18 日（火） |
| ④募集要項等に関する質問の受付 | 8 月 3 日（月）～8 月 19 日（水） |
| ⑤募集要項等に関する質問の回答 | 8 月 26 日（水） |
| ⑥応募書類の受付期間 | 8 月 31 日（月）～9 月 3 日（木） |
| ⑦一次審査結果通知 | 9 月上旬（予定） |
| ⑧二次審査実施 | 10 月中旬（予定） |

⑨選定結果の通知・公表	10月下旬（予定）
⑩仮協定締結	指定管理者候補者の決定後速やかに締結
⑪指定管理者の指定	令和8年12月議会での議決により指定
⑫本協定締結	令和9年3月中に締結

（２）公募手続き

①公募の周知及び公開

福津市複合文化センター指定管理者の公募について、市ホームページに掲載しますので、各自でダウンロードしてください。（<https://www.city.fukutsu.lg.jp>）

②説明会及び現地見学会

（ア）開催日

令和8年8月18日（火）午後2時～午後4時（受付：午後1時30分～）

（イ）開催場所

福津市複合文化センター 文化会館2階大研修室

（ウ）参加人数

1団体につき2名以内

（エ）申込方法

別紙様式2「説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、市郷育推進課へEメールで提出してください（8月14日（金）午後5時〆切）。受信確認メールの返信をもって、受付完了となります。

（オ）申込先

福津市教育委員会 教育部 郷育推進課（E-mail：goiku@city.fukutsu.lg.jp）

（カ）備考

- ・当日は施設休館日のため、文化会館正面玄関は閉鎖していますので、受付は正面玄関右手のピロティ側出入口付近で行います。
- ・受付時は社員（職員）であることを証明する書類（名刺、社員証等）を確認します。
- ・説明会では質問を受け付けません。質問受付期間に質問書をご提出ください。

③募集要項等に関する質問の受付

（ア）受付期間

令和8年8月3日（月）～8月19日（水）午後5時まで

（イ）受付方法

別紙様式3「指定管理者指定申請に関する質問書」に記入のうえ、市郷育推進課へEメールで提出してください。受信確認メールの返信をもって、受付完了となります。
なお、電話でのお問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

（ウ）送付先

福津市教育委員会 教育部 郷育推進課（Eメール：goiku@city.fukutsu.lg.jp）

④公募要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和8年8月26日（水）午後5時までに市ホームページに掲載しますので、各自ご確認ください。（<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>）
なお、質疑回答書はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしてします。

⑤応募書類の受付

(ア) 応募書類

「8 提出書類」を参照

(イ) 受付期間

令和8年8月31日（月）から9月3日（木）

午前8時30分から午後5時まで（ただし12時15分～13時00分を除く）

(ウ) 受付方法

福津市役所 教育委員会 教育部 郷育推進課までご持参ください。

郵送、Eメール等による受付は行いません。

(3) 審査及び選定の手続き

①一次審査（書類審査）

申請者から提出された応募書類の不備についての審査、申請者の適格性の審査、欠格・失格事項に係る審査を市郷育推進課が行います。一次審査の結果は、応募者全員に通知します。

②二次審査（ヒアリング）

一次審査で選定された団体に対して、福津市指定管理者選定委員会が面接形式による二次審査（ヒアリング）を行います。その結果に基づき、市長が指定候補者を選出します。

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人（申込団体に所属する代表者以外の人）合計3名までの出席をお願いします。面接審査に係る詳細については、応募者に後日お知らせいたします。

③審査基準

指定管理者の選定に係る審査基準については、福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規定に基づき、審査を行います。

なお、選定の基準は下記のとおりであり、審査項目、配点については資料3「指定管理者選定における審査基準表」のとおりです。

	選定基準
①	市民の平等な利用が確保されていること。
②	指定施設の効用を最大限に発揮されていること。
③	管理経費の縮減が図られていること。
④	管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
⑤	市長が指定施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること。

④選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、市ホームページへの掲載等により公表します。

⑤指定管理者の指定

市議会の議決後に、指定管理者を指定します（令和8年12月予定）。指定にあたっては、文書で通知するとともに、告示を行います。

⑥指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と協定を締結します（令和9年3月予定）。

（４）関係図面の縦覧について

図面（平面図・意匠図・設備図等）について、下記のとおり縦覧を行います。

縦覧期間：令和8年8月13日（木）～19日（水）

午前9時～午後5時まで（ただし12時15分～13時00分を除く）

縦覧場所：福津市役所 別館2階（郷育推進課）

申込方法：市郷育推進課まで、電話またはEメールにてお申込みください。

申込先：福津市教育委員会 教育部 郷育推進課

（TEL：0940-62-5079／Eメール：goiku@city.fukutsu.lg.jp）

8 提出書類

（１）申請書類等

下記の書類を作成し、提出してください。

※正本1部と副本11部提出してください。（副本は写し可とする。）

※A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により綴り、ページ数及びインデックスを付して製本してください（パンフレット等を除く）。

※副本のうち、1部については、ファイル綴じやステープラー留めをせず、またインデックスを付さず、クリップ留めで提出してください。

※グループ応募の場合、②～⑧の書類について、全ての構成団体分を提出する必要があります。

	提出書類	備考
①	指定管理者指定申請書	様式第1号
②	定款・寄付行為、規約等	
③	法人の登記簿謄本	3ヶ月以内に発行のもの
④	法人の印鑑証明	3ヶ月以内に発行のもの
⑤	役員の名簿・組織体制	任意様式
⑥	法人その他の団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類	
⑦	法人その他の団体の事業計画書、収支予算書（指定申請書を提出する日の属する事業年度のもの）	
⑧	法人その他の団体の事業報告書、収支決算書又は貸借対照表、損益計算書等（指定申請書を提出する日の属する前事業年度のもの）	直近3年分
⑨	指定申請書で申請した施設に関する事業計画書	様式第2号
⑩	指定申請書で申請した施設に関する収支計画書及び収支計算書算定内訳書	様式第3号、第4号
⑪	市税に滞納がない旨の証明書	3ヶ月以内に発行のもの
⑫	欠格事項に該当しない旨の宣誓書	様式第5号
	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	
⑬	指定管理料提案書	別紙様式1

⑭	共同企業体協定書兼委任状	別紙様式 4
⑮	提出書類チェックリスト	別紙様式 5
⑯	団体の概要がわかる資料 (沿革、活動理念、組織体制、事業内容等が記載されたパンフレット等)	

(2) 留意事項

①費用の負担

応募に際して必要な費用は、応募者負担とします。

②提出書類の変更

提出期限後において、提出された書類の内容を変更することは認めません。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

③提出書類の著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

④提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。なお提出書類については、福津市情報公開条例の対象となることをあらかじめご了承ください。

9 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後市議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

(2) 準備期間

指定期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②市との連絡調整業務を行う必要があります。

なお、指定管理者が現在の指定管理者から変更になった場合は、両者間で引継ぎを行っていただきます。業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として指定された団体の負担とします。

(3) 指定候補者（次期指定管理者）の変更

市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。

また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として協議を行い、指定管理者の候補団体として市議会に議案を提出します。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(4) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために市が行う指示に従わないとき、その他指

定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
 - イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
 - ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
 - エ 本募集要項に定める資格要件を失ったとき
 - オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
 - カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第5編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
 - キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
 - ク 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
 - ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行等の本市又は指定管理者の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
 - コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
 - サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
 - シ その他、市長が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。
- また、指定管理者が、市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「福津市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

10 その他

複合文化センター条例（平成28年福津市条例第26号）の改正に伴い、資料8「複合文化センター利用料金表」のとおり、令和9年4月1日から段階的に利用料金が変更となります。

11 問合せ先

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号
福津市教育委員会教育部 郷育推進課（福津市役所別館2階）
TEL：0940-62-5079／FAX：0940-43-9004
Eメール：goiku@city.fukutsu.lg.jp

<関係書類一覧>

仕様書

- ☐ 複合文化センター指定管理者業務共通仕様書
- ☐ 別記仕様書 1 文化会館に係る指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容
- ☐ 別記仕様書 2 図書館に係る指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容
- ☐ 別記仕様書 3 歴史資料館に係る指定管理者の業務の範囲及び具体的な内容
- ☐ 別記仕様書 4-1 保守点検等業務一覧表
- ☐ 別記仕様書 4-2 施設設備維持管理業務総括仕様書

資料

- ☐ 資料 1 利用状況・収支実績（令和 3 年度～令和 7 年度）
- ☐ 資料 2 複合文化センター事業費概要
- ☐ 資料 3 審査基準表
- ☐ 資料 4 備品一覧表
- ☐ 資料 5 自主事業実績（令和 6 年度～令和 7 年度）
- ☐ 資料 6 水光熱費実績（令和 6 年度～令和 7 年度）
- ☐ 資料 7 複合文化センター施設紹介
- ☐ 資料 8 複合文化センター利用料金表

様式

- ☐ 様式第 1 号 指定管理者指定申請書
- ☐ 様式第 2 号 事業計画書
- ☐ 様式第 3 号 収支計画書
- ☐ 様式第 4 号 収支計算書算定内訳書
- ☐ 様式第 5 号 宣誓書
- ☐ 別紙様式 1 指定管理料提案書
- ☐ 別紙様式 2 説明会参加申込書
- ☐ 別紙様式 3 質問書
- ☐ 別紙様式 4 共同事業体協定書兼委任状
- ☐ 別紙様式 5 提出書類チェックリスト

条例・施行規則等

- ☐ 福津市複合文化センター条例
- ☐ 福津市複合文化センター条例施行規則
- ☐ 福津市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ☐ 福津市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則
- ☐ 福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程